

## 目 次

法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進（法定相続情報証明制度）	
登記所備付地図の整備	5
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	6
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	7
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	8
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
くらしの中の法務局	9
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

### ～法務局の沿革～

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 新憲法、裁判所法施行  
裁判所から「司法事務局」として独立
  - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日  
「法務局及び地方法務局」と改称
  - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日  
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
  - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日  
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
  - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日  
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。
- ※ 平成 29 年に法定相続情報証明制度の運用を開始した。